

日本郵政株式の2次売却について

平成29年10月11日

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

日本郵政株式の2次売却について

○日本郵政株式の2次売却について

- ・ 郵政民営化を推進
- ・ 復興財源を確保
- ・ 日本郵政株式を広く国民が所有していただくことを通じて「貯蓄から資産形成へ」という流れにつながることを期待

○売却のスケジュール（平成29年9月）



○売却規模 1兆4,084億円 (10億6,257万株)

- ・ 市中売却分 1兆3,089億円 (9億9,009万株)
(売出価格1,322円、9月25日終値から2%ディスカウント)
- ・ 日本郵政の自社株買いに応じた分 995億円 (7,247万株) (9月12日終値 (1,373円) で取引)

○2次売却後の日本郵政株式

政府保有分56.9% (25億5,952万株) ※発行済株式総数45億株			
1次売却 (1兆4,231億円) 19.5% (8億7,790万株)	2次売却 (1兆4,084億円) 23.6% (10億6,257万株)	今後売却 23.5% (10億5,952万株)	政府保有義務分 33.3%超 (15億株)
復興財源4兆円程度			

日本郵政株式会社の株式処分についての経緯

2007(平成19)年10月1日	「郵政民営化法」施行(3分の1の政府保有義務を除く3分の2について、できる限り早期に処分する旨を規定)
2011(平成23)年12月2日	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」施行 (売却収入は復興財源とする旨を規定)
2013(平成25)年1月29日	復興推進会議において日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源に充当することを決定
2014(平成26)年4月14日	「日本郵政株式会社の株式の処分について」を財政制度等審議会に諮問
2014(平成26)年6月5日	「日本郵政株式会社の株式の処分について」を財政制度等審議会から財務大臣に答申(別紙)
2014(平成26)年8月4日～6日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領を財政制度等審議会に報告
2014(平成26)年8月7日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社の選定開始
2014(平成26)年10月1日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社の決定
2014(平成26)年12月26日	日本郵政株式会社が「日本郵政グループ3社の株式上場について」を公表
2015(平成27)年4月1日	日本郵政株式会社が「日本郵政グループ中期経営計画」を公表
2015(平成27)年9月10日	財務省、日本郵政株式会社から日本郵政グループ3社の上場をローンチ(上場に向けた手続き開始を公表)
2015(平成27)年11月4日	日本郵政グループ3社上場
2017(平成29)年1月16日	日本郵政株式会社株式の第2次売出しに係る主幹事証券会社審査要領を財政制度等審議会に報告
2017(平成29)年3月29日	日本郵政株式会社株式の第2次売出しに係る主幹事証券会社の決定

日本郵政株式会社の株式の処分について(概要) (平成26年6月5日 財政制度等審議会答申)

1. 背景・経緯

- 郵政民営化法において、郵政民営化については、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」とされている
- 復興財源確保法、日本郵政株式会社法において、日本郵政株式については、「できる限り早期に処分するものとする」とされている

2. 基本的考え方

- 日本郵政株式の売却については、公正な価格・方法により行う
- 可能な限り政府の売却する株式が特定の個人・法人に集中することなく、広く国民が所有できるよう、広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により売却を行う
- 証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期、売却規模等は慎重に判断する
- 日本郵政は、事業内容等について情報の適切な開示を行う
- 政府及び日本郵政は、特に新規公開時においては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべき

3. 売却に当たり留意すべき事項

- 売却方法は、市場慣行として定着しているブックビルディング方式が適当である
※ブックビルディング方式とは、投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売出価格を決定するもの
- 証券会社による適切な投資勧誘、日本郵政による適切な情報の開示、関係者による守秘義務に係る情報管理の徹底が必要である

4. 株主構成等

- 安定株主形成のために特定の法人等に対して優先的な割当てを行うことは、適当ではない
- 従業員持株会に対して一定の範囲内で優先的な割当てを行うことは、差し支えない

5. 主幹事証券会社の選定について

- 証券会社の引受け能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある
- 過去に主幹事等を努めた実績等の定量的要素について書類審査を行った後、売出しに関する提案の内容等の定性的要素について口頭審査を行い、両者を総合勘案して評価する